

令和2年(健)第1131号

令和3年8月31日

主文

後記「事実」欄第2の3記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「法」という。)による傷病手当金(以下、単に「傷病手当金」という。)の支給を求めるとのことである。

第2 事案の概要(本件再審査請求に至る経緯)

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、a社(以下「a社」という。)を事業主とする健康保険法上の適用事業所に使用される者であり、〇〇健康保険組合(以下「保険者組合」という。)を保険者とする健康保険の被保険者であるが、令和〇年〇月〇日に解雇され、被保険者資格を喪失した。
- 2 請求人は、アルコール依存症(当該傷病)の療養のため労務に服することができなかつたとして、保険者組合に対し、次の①ないし④記載のとおり、傷病手当金の支給を請求した。
 - ① 令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間(以下「本件期間①」という。)について、同年〇月〇日(受付)、
 - ② 令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間(以下「本件期間②」という。)について、令和〇年〇月〇日(受付)、
 - ③ 令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間(以下「本件期間③」という。)について、令和〇年〇月〇日(受付)、
 - ④ 令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間(以下「本件期間④」とい

- う。)について、同年〇月〇日(受付)、
- 3 保険者組合は、上記2①については令和〇年〇月〇日付けで、上記2②については令和〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、「事業主より令和〇年〇月〇日から懲戒解雇になるまでの間、出勤停止を命じられており、労働の義務(労務)が発生しない状況であったことから」、療養のため労務に服することができないときに該当しないと、傷病手当金を支給しない旨の処分をした。また、上記2③及び④については、令和〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、被保険者資格を喪失した際に傷病手当金の受給権者ではなく法第104条に規定する資格喪失後の継続給付に該当しないと、傷病手当金を支給しない旨の処分(以下、これらの処分を「原処分」という。)をした。
 - 4 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨(略)

理由

第1 問題点

- 1 傷病手当金の支給については、法第99条第1項において、被保険者が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給すると規定されている。

そして、被保険者資格喪失後の傷病手当金の継続給付については、法第104条において、被保険者の資格を喪失した日の前日まで引き続き1年以上被保険者であった者であつて、その資格を喪失した際に傷病手当金の支給を受けているものは、被保険者として受けることができるはずであつた期間、継続して同一の保険者からその給付を受けることができると規定されている。
- 2 本件の場合、請求人は、保険者組合が

前記「事実」欄第2の3記載の理由で行った原処分を不服としているのであるから、本件の問題点は、療養のため労務不能であれば、労働の義務が発生しない日（賃金請求権を有しない日）についても傷病手当金を支給すべきか否かである。

第2 事実の認定及び判断

1 本件審査資料によれば、以下の各事実を認めることができる。

- (1) 請求人は、令和〇年〇月〇日午前、出勤途中に追突事故を起こし、基準値以上のアルコールが検出されたことから、逮捕され、翌〇日に釈放された。
- (2) a社は、請求人に対し、令和〇年〇月〇日以降出勤停止を命じ、同年〇月〇日付けで懲戒解雇した。
- (3) 請求人は、令和〇年〇月〇日、b病院を受診し、アルコール依存症等の診断を受け、同日から令和〇年〇月〇日まで同病院に入院した。

2 上記の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

上記1(3)の事実によれば、請求人は、本件期間①ないし④において、アルコール依存症等により入院治療を受けていたのであるから、療養のため労務不能であったと認められる。

また、請求人は本件期間①及び②において出勤停止を命じられているが、法99条第1項は、傷病手当金の支給要件として、療養のための労務不能であることのみを要件としており、当該支給対象日が労働の義務がある日（賃金請求権を有する日）であることは要件としていないし、昭和2年2月5日保理第695号社会局保険部長通知は、労務不能期間中に労働義務がない公休日がある場合であっても、傷病手当金を支給するとしている。したがって、労務不能の状態にあって賃金を受けることができない場合であれば、出勤停止の懲戒処分等のため雇用契約上賃金請求権が発生しない日についても、傷病手当金が支給されると解すべきである（なお、労働者災害補償保険法第14条第1項に規定する休業補償

給付について、労務不能の状態にあって賃金を受けることができない場合であれば、休日、又は出勤停止の懲戒処分等のため雇用契約上賃金請求権が発生しない日についても支給されるとする最高裁判所昭和58年10月13日第一小法廷判決・民集第37巻第8号1108頁参照）。

3 以上によれば、本件期間①及び②については、請求人は、出勤停止を命じられていたが、療養のため労務不能であったから、傷病手当金が支給される。そして、請求人は被保険者資格を喪失した際に傷病手当金の支給を受けているものに該当するから、本件期間③及び④についても、継続して同一の保険者からその給付を受けることができるというべきである。したがって、本件期間①ないし④について、いわゆる待期待期間（令和〇年〇月〇日ないし同月〇日）を除き、傷病手当金を支給しないとされた原処分は、妥当ではなく、取消しを免れない。

よって、主文のとおり裁決する。